

# SOFTIC

## NEWS

～事務局だより～

財団法人 ソフトウェア情報センター

### 目 次

|  |                                |
|--|--------------------------------|
| 1. ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー<br>2002申請受付中…………… 1 | 7. 海外往来状況…………… 6               |
| 2. SOFTICセミナー開催案内…………… 2                     | 8. プログラム著作物登録の申請件数…………… 6      |
| 3. ソフトウェアの知的財産権入門講座のご案内…………… 2               | 9. CSDB事業の概況…………… 7            |
| 4. 平成14年度事業計画及び収支予算…………… 3                   | 10. トピックス…………… 8               |
| 5. 理事会及び評議員会の開催報告…………… 5                     | 11. 新規賛助会員のご紹介…………… 9          |
| 6. SOFTIC設立15周年記念懇親会開催報告…………… 5              | 12. 寄稿「ボクシングのことなど」(楢山敬士氏) ……10 |

## 1. ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー2002 申請受付中

SOFTICの「プロダクト・オブ・ザ・イヤー2002」は、コンピュータ・ソフトウェアをより多くの人に知っていただき、また、利用していただくために、2002年における優れた「ソフトウェア・プロダクト」を表彰するものです。ぜひ、ご応募ください。

<http://www.softic.or.jp/spoty/>

(関係団体におかれましては、上記アドレスにリンクをお張りいただければ幸いです。)

財団法人ソフトウェア情報センター（理事長：安西邦夫）は平成14年度「ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー2002」の申請受付を始めました。

対象分野は次のとおりです。

### (1) システム分野

〔ネットワーク、グループウェア、データベース、システム開発、システム運用、情報セキュリティ関連、利用環境支援等〕

### (2) ビジネス・アプリケーション分野

〔一般ビジネス業務（行政含む）の計画・管理・処理、電子政府関連、エレクトロニック・コマース、ERP、SCM、GIS等〕

### (3) エンジニアリング分野

〔設計、技術計算、分析、研究、生産等〕

### (4) ソーシャル／ライフ分野

〔福祉、教育・エデュケーション、教養・自己啓発、環境、家庭、健康等〕

「ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー」は、優良なソフトウェア・プロダクトを表彰する制度として、情報関連各団体の協力のもと、SOFTICに平成元年に創設され、本年で14回目を迎えました。

本制度は、汎用ソフトウェアの開発意欲を高めることにより、多くの良質なソフトウェア製品の供給を推進し、利用者の関心を高めつつ、利用の促進を図り、さらに、ソフトウェア・プロダクト市場の拡大及び充実を促進することを目的としております。

申請者資格は、ソフトウェア・プロダクトの開発、販売を行っている法人又は個人の方、申請対象商品は、申請時点で日本国内で販売されているソフトウェア・プロダクトです。

- 申請書提出締切：平成14年6月20日（木）
- 選定結果発表：平成14年10月上旬（予定）
- 申請料：無料

<申請書請求先>

（財）ソフトウェア情報センター「イヤー2002」係  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-4東都ビル  
Tel (03)3437-3071 Fax (03)3437-3398  
e-mail : shima@softic.or.jp

インターネット申請 <http://www.softic.or.jp/spoty/>

## 2. SOFTICセミナー開催案内

経済産業省は、平成14年3月に「電子商取引等に関する準則」を策定し、公表しました。SOFTICでは、この準則の解説を行うセミナーを開催しますので、是非、ご参加ください。

<http://www.softic.or.jp/event/seminar.html>

(関係団体におかれましては、上記アドレスにリンクをお張りいただければ幸いです。)

1. セミナー名：「電子商取引等に関する準則」の解説
2. 開催日時：平成14年5月14日（火）14：00～17：00
3. 会場：虎ノ門パストラル 本館8階 「白樺」  
(東京都港区虎ノ門4-1-1)
4. 内容：経済産業省は、平成14年3月、「電子商取引等に関する準則」を策定し、公表しました。この準則は、電子商取引等に関する様々な法的問題点について、民法をはじめとする関係する法律がどのように適用されるのか、その解釈を示すものです。SOFTICでは、電子商取引等に携わる皆様方に重要であると思われまますこの準則の解説を、経済産業省より準則の作成を担当されました方々を講師としてお招きしていたします。
5. 講師：経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 担当官
6. 定員：100名

### 7. プログラム

| 時間          | 内容  |
|-------------|---|
| 13：30       | 開場  |
| 14：00～14：15 | 1. 主催者挨拶  |
| 14：15～15：15 | 2. 「電子商取引等に関する準則」の概要<br>(経済産業省担当官) 背景、制定の趣旨、経緯<br>3. 「電子商取引等に関する準則」の解説<br>(経済産業省担当官) 逐条解説 |
| 15：15～15：30 | 休憩  |
| 15：30～16：30 | 3. 「電子商取引等に関する準則」の解説<br>(経済産業省担当官) 逐条解説 (続き)  |
| 16：30～17：00 | 4. 質疑応答   |

8. 参加料金：SOFTIC賛助会員：¥5,000  
一般及びSLN会員：¥10,000

### 9. お問い合わせ先

(財) ソフトウェア情報センター

「SOFTICセミナー」係

TEL：03-3437-3071、FAX：03-3437-3398、

E-mail：seminar@softic.or.jp

URL：http://www.softic.or.jp/event/seminar.html

## 3. ソフトウェアの知的財産権入門講座のご案内

毎年多数のご参加を頂いておりますソフトウェアの知的財産権入門講座につきましては、近日募集を開始いたしますので、お知らせいたします。申込方法等につきましては、当財団のホームページ<http://www.softic.or.jp/event/nyumon.html> をご覧ください。

### ■Aコース

|     | 開催日                | 内容                                   | 講師 (敬称略)            |
|-----|--------------------|--------------------------------------|---------------------|
| 第1回 | 2002年<br>6月12日 (水) | 知的財産権法の概論<br>－工業所有権および著作権の意義・目的      | 美勢克彦<br>(弁護士)       |
| 第2回 | 6月26日 (水)          | 日本著作権法の概論<br>－著作権法の解説                | 泉 克幸<br>(徳島大学助教授)   |
| 第3回 | 7月10日 (水)          | ソフトウェア契約 (1)<br>－ソフトウェア著作権と契約        | 宮下佳之<br>(弁護士)       |
| 第4回 | 7月24日 (水)          | ソフトウェア契約 (2)<br>－主なソフト契約の種類と内容       | 大谷和子<br>(株)日本総合研究所) |
| 第5回 | 9月11日 (水)          | 工業所有権法の概説<br>－特許法、審査基準を中心とした概説       | 三品岩男<br>(弁理士)       |
| 第6回 | 9月25日 (水)          | 特許の出願実務<br>－出願手続全般についての解説            | 土井健二<br>(弁理士)       |
| 第7回 | 10月9日 (水)          | ソフトウェア等の保護の国際動向<br>－欧米・国際機関による取組みの解説 | 亀井正博<br>(富士通(株))    |

## ■Bコース

|     | 開催日                | 内 容   | 講 師 (敬称略)         |
|-----|--------------------|---|-------------------|
| 第1回 | 2003年<br>1月15日 (水) | ソフトウェアの著作権侵害事例<br>－主な日米の判例の解説を中心に             | 楢山敬士<br>(弁護士)     |
| 第2回 | 1月29日 (水)          | ソフトウェア契約をめぐる法的トラブル<br>－各種ソフトウェア取引のトラブル事例の法的検討 | 吉田正夫<br>(弁護士)     |
| 第3回 | 2月12日 (水)          | ソフトウェア特許の侵害論<br>－ビジネスモデル特許、ネットワークの利用と権利侵害等    | 水谷直樹<br>(弁護士)     |
| 第4回 | 2月26日 (水)          | 不正競争防止法の概説<br>－営業秘密、技術的制限手段等                  | 小川憲久<br>(弁護士)     |
| 第5回 | 3月12日 (水)          | 関連する諸問題<br>－知的財産権と独占禁止法                       | 大澤恒夫<br>(弁護士)     |
| 第6回 | 3月19日 (水)          | 新しい情報取引と契約<br>－電子商取引－民法特例法 (電子署名/公証)          | 吉田一雄<br>(清和大学助教授) |

## ■短期コース

|     | 開催日                 | 内 容                                     | 講 師 (敬称略)     |
|-----|---------------------|---|---------------|
| 第1回 | 2002年<br>10月22日 (火) | ソフトウェアと企業法務<br>－著作権、契約等                 | 依頼中           |
| 第2回 | 10月23日 (水)          | ソフトウェアと特許<br>－制度の概要、特許取得の方法、企業としての取り組み等 | 原田一男<br>(弁理士) |
| 第3回 | 10月24日 (木)          | ソフトウェアと契約<br>－使用許諾、開発委託等                | 小倉秀夫<br>(弁護士) |
| 第4回 | 10月25日 (金)          | ソフトウェア取引と独占禁止法<br>－不公正取引、ガイドライン等        | 石田英遠<br>(弁護士) |

○時 間：14時～17時

○場 所：SOFTIC会議室

○定 員：54名

○受講料

|               | 賛助会員 | 一 般  |
|---------------|------|------|
| 【Aコース】        | 7万円  | 11万円 |
| 【Bコース】        | 6万円  | 10万円 |
| 【C (A+B) コース】 | 12万円 | 18万円 |
| 【短期コース】       | 4万円  | 6万円  |

## 4. 平成14年度事業計画及び収支予算

平成14年3月19日に開催されました通常理事会において、当財団の平成14年度事業計画及び収支予算が決定されました。平成14年度事業計画及び収支予算の概要は次のとおりです。

### ○平成14年度事業計画 (概要)

情報化は、今後とも産業の競争力の強化や雇用の創出の観点からも重要な課題であり、情報化を推進するための基盤のひとつである法制度面において、本財団の果たすべき役割が一層期待されていると考えられる。

他方、本財団の運営については、近年の我が国の経済状況や産業界の状況を反映して、収支面で極めて厳しいものがある。こうした状況に鑑み、積極的な事業展開や関係者に支援協力を求めることに努めるとともに一層の経費の節減に努めるものとする。さらに、運営基盤の抜本的な強化を目指して、新規事業を含めて事業内容及び実施体制の見直しの検討を行うものとする。

平成14年度は、このような本財団の置かれている状況を踏まえ、ソフトウェア仲裁機関業務の実施に向けて取り組むとともに、情報技術の発展に対応した法制度のあり方を追求しつつ調査研究等以下の事業を実施する。

### 1. ソフトウェア等の法的保護に関する調査研究及び情報提供

#### (1) ソフトウェア等の法的保護に関する調査研究及び情報提供

##### ①調査研究

ソフトウェア等の法的保護に関し、次のテーマについて、学識経験者、産業界の専門家から構成する委員会を設けて調査研究を行う。

##### (a) 著作権関連

ソフトウェア等に関する関連情報を広範囲に収集し、内外の判例等を研究することにより国際的動向を把握し、調査研究を行う。

(b) 特許関連

ソフトウェア関連発明に関して、特に権利行使等の問題について調査研究を継続して進めるとともに、ビジネス方法特許を巡る内外の動向の把握に努める。

(c) 独禁法関連

知的財産権と独占禁止法との関係について、内外の議論の把握に努め、研究を行う。

(d) 電子商取引関連

内外各国の電子商取引に関連する法制度の整備の動向を把握し、我が国の法整備に資するように、調査研究を行う。

(e) 情報技術の発展に対応した法制度のあり方

将来を展望しつつ長期的視点に立って、情報技術の発展に対応した法制度のあり方に関する調査研究を行う。

②情報収集及び海外調査

前記の調査研究を進めるに当たって、必要な情報を国内外の文献、データベース、インターネット等により収集するとともに、海外に研究員を派遣して諸外国の法制度及び運用状況についてその実態や動向を把握する。

③情報提供及び普及啓発

上記の調査研究や情報収集及び海外調査の結果を、ニューズレター、関連資料入手案内、報告書等にまとめて広報するとともに、その一部をSOFTICホームページに掲載することにより幅広く情報提供を行う。さらに、セミナーや研修会の開催、成果の出版等を行うなど普及啓発を積極的に行う。

(2) ソフトウェア等の法的保護に関する国際シンポジウムの開催

コンピュータ・ソフトウェア等の法的保護のあり方を国際的調和を図るという観点から検討するとともに、国際的相互理解を深めるために、各国の産業界、法曹界、学界、官界で活躍されている方々が実証的な討議を行う国際シンポジウムを開催する。

2. ソフトウェア・プロダクトに関する流通促進及び調査研究

(1) ソフトウェア・プロダクト流通促進事業

①ソフトウェア関連の情報提供

閲覧室を設置し、本財団が実施した各種調査研究の成果物をはじめ、内外のソフトウェアの法的保護に関する資料等について拡充整理し、一般への利用に供する。また、SOFTICホームページを通じてこれらの情報の提供を行う。

②ソフトウェア・プロダクトの表彰

ソフトウェア・プロダクトの開発意欲を高め、市場の活性化を図るために、関係機関の協力を得て優良なソフトウェア・プロダクトを選定して表彰する。

③開発のための準備金制度の普及等

汎用プログラムの開発とその流通促進を図るため設けられている汎用プログラム開発準備金制度及びソフトウェア高度化税制について、その普及及び関連する登録の受付を行う。

(2) ソフトウェア・エスクロウ制度の普及とエージェント業務の実施

ソフトウェア・プロダクトの流通を促進するため、当制度の一層の普及に努めるとともにエスクロウ・エージェント業務を継続して実施する。

(3) ソフトウェア仲裁機関業務の実施

前年度までに実施したソフトウェア仲裁機関の可能性に関する調査研究及びその業務の開始に向けた具体化の準備を踏まえ、仲裁機関業務を実施する。

(4) ソフトウェア・プロダクトに関する調査研究及び情報提供

①ソフトウェアの契約に関する調査研究

ソフトウェア取引にかかる諸問題について国内外の判例等の事例を中心に検討を行い、ソフトウェア契約のあり方について調査研究を行う。

②ソフトウェアの契約に関する情報提供

これまでの調査研究の報告書をソフトウェア取引に携わる者を中心に提供する。

3. ソフトウェア関連技術の動向に係る情報の収集

特許庁の審査等における先行技術調査に用いるコンピュータソフトウェアデータベース(CSDB)構築に協力するため、ソフトウェアプロダクトに関する調査研究の一環として、関連技術(「ビジネス関連分野」を含む。)に関する文献(コンピュータソフトウェアマニュアル、学術論文、企業技報等のいわゆる非特許文献)を収集し、これら文献に検索キー(CSターム)を付与し、フリーワードの抽出や抄録の作成を行い、CSDB用の電子化情報を作成する。

また、平成14年度より予定されているCSDB公開に向けて、平成14年度以降収集する文献のうち特許庁が著作権許諾を得たものについてはその許諾情報を電子化情報に取り込む。

平成14年度は、13,975冊の文献を収集し、37,922件のCSDB用の電子化情報を作成する。

4. プログラムの著作物に関する登録

「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」に基づきプログラムの著作物の登録事務を実施する。さらに、登録された情報に関する官報公示、年報の発行、検索サービス等の情報提供を行う。また、文化庁からの要請に基づき、申請手続のオンライン化について検討する。

○平成14年度収支予算(概要)

以上の事業を実施するために、一般会計195,526千円、登録特別会計32,208千円、ソフト特許特別会計637,960千円、合計865,694千円(前年度と比べて71,776千円減)の収支予算を計上する。

## 5. 理事会及び評議員会の開催報告

平成14年3月19日（火）に、理事32名の出席のもとに理事会が、評議員41名の出席のもとに評議員会が開催されました。議事の概要は次のとおりです。

- (1) 第1号議案「評議員の委嘱」について（理事会議案）について、則近専務理事から次のとおり説明した後、全員異議なく承認可決した。

退任 橋本伸太郎、別府 哲  
委嘱 川上 拓美、河田 亨、村上 浩一

- (2) 第2号議案「平成14年度事業計画及び収支予算」（理事会及び評議員会議案）について則近専務理事から説明があり、また、特許庁総務部特許情報利用推進室長上野信氏から関連説明があった。審議の結果、「平成14年度事業計画書及び収支予算書」を借入金限度額を5億円とすることを含めて原案どおり全員異議なく承認可決した。

- (3) 来賓を代表して、経済産業省大臣官房審議官（商務情報政策局担当）吉海正憲氏及び文化庁長官官房審議官丸山剛司氏からご挨拶があった。

## 6. SOFTIC設立15周年記念懇親会開催報告

1986年（昭和61年）12月17日に設立されました財団法人ソフトウェア情報センター（SOFTIC）は、昨年末の2001年（平成13年）12月17日に、無事に設立15周年を迎えることができました。これもひとえに皆様からの終始変わらぬご支援とご協力の賜物と厚く御礼申し上げます。この5年間のSOFTICの歩みを整理し記録に留めたSOFTIC NEWS（No. 31）（前号）を「SOFTIC設立15周年記念特集号」としてお届けしました。

さらに、2002年（平成14年）1月24日にささやかながら

15周年記念懇親会を開催し、多数の関係者の皆様方にご出席をいただきました。経済産業省大臣官房審議官（商務情報政策局担当）吉海正憲氏及び文化庁長官官房審議官丸山剛司氏から御祝辞を頂戴しました。また、情報処理振興事業協会専務理事近藤隆彦氏、独立行政法人日本貿易保険理事長荒井寿光氏及び株式会社SRA代表取締役社長丸森隆吾氏からSOFTICにまつわる思い出話やSOFTICに対する期待のお言葉を頂戴しました。



## 7. 海外往来状況

- 日 程：2002年3月14日～3月18日  
 派遣先：米国・カリフォルニア州ニューポートビーチ  
 派遣者：富士通株式会社 法務・知的財産権本部  
 特許部特許企画部長 池田世紀男  
 目的：FICPI/APAAジョイント・シンポジウム出席  
 内容：FICPI(国際工業所有権代理人連盟)とAPAA(アジア弁理士協会)の共催によるシンポジウムであり、47カ国、266名が参加し、特許と商標に関する多くのセッションが開かれ、各国の弁理士・特許弁護士によるプレゼンテーションが行われました。日本からは19名が参加しました。講演者のプレゼンテーション内容は[http://www.ficpi.org/library/APAA\\_FICPI\\_Newport/listsymp.html](http://www.ficpi.org/library/APAA_FICPI_Newport/listsymp.html)にて参照できます。
- 日 程：2002年4月3日～4月8日  
 派遣先：米国ニューヨーク  
 派遣者：(財)ソフトウェア情報センター  
 特別研究員 水谷直樹  
 目的：フォーダム大学法学部第10回国際知的財産権法およびポリシー会議出席  
 内容：米国裁判官、米国及び各国の弁護士、WIPO、EC、米国政府、米国学界の主だった人々が参加し、著作権法、特許法及び商標法等に関する、EU、アジア、米国、WIPO、WTO等の最新の状況が報告され、議論が行われました。
- 日 程：2002年3月24日～3月29日  
 派遣先：スイス・ジュネーブ  
 派遣者：上智大学法学部国際関係法学科教授  
 小泉直樹  
 目的：WIPO国際特許システムに関する会議出席  
 内容：2001年9月に決定されたWIPO特許アジェンダに基づき、世界で一つの特許システムの構築を目指して討論するための会議であり、80カ国以上の政府、特許庁、実業界、NGO等から約330人が参加しました。講演者からは、特許出願数の増大に対する危機
- 海外からの来訪者  
 2002年  
 2月15日 韓国漢陽大学校法科大学ユン・スンヒー教授  
 2月19日 韓国プログラム審議調停委員会(Program Deliberation & Mediation Committee) チョイ・ヨンガム事務局長及びコウ・ヤンスー上級研究員  
 3月13日 シンガポールATMD法律事務所パートナーAlban Kang弁護士

## 8. プログラム著作物登録の申請件数

平成13年度のプログラム著作物登録の申請は、登録の種類別にみると、著作権の登録が昨年度より減少したが、創作年月日の登録が増加した。総申請件数は、昨年度と比べ微減であるが、5年連続減少となった。

1. 平成13年度 総申請件数 **466 件**

2. 平成13年度登録の種類別申請件数

| 登録の種類         | 13年度件数 | 13年度構成比 | 12年度件数 | 12年度構成比 |
|---------------|--------|---------|--------|---------|
| 創作年月日の登録      | 369    | 79%     | 321    | 68%     |
| 第一発行年月日等の登録   | 7      | 2%      | 15     | 3%      |
| 実名の登録         | 0      | 0%      | 5      | 1%      |
| 著作権の登録        | 90     | 19%     | 128    | 27%     |
| 著作権譲渡         | 35     | 8%      | 72     | 15%     |
| (根)質権設定・抹消・変更 | 37     | 8%      | 47     | 10%     |
| 変更・更正         | 18     | 4%      | 9      | 2%      |
| 合計            | 466    | 100%    | 469    | 100%    |

### 3. 平成13年度プログラムの分類別申請件数

| プログラムの分類           | 13年度件数 | 13年度構成比 | 12年度件数 | 12年度構成比 |
|--------------------|--------|---------|--------|---------|
| システムプログラム          | 50     | 12%     | 38     | 11%     |
| 汎用アプリケーションプログラム    | 81     | 20%     | 100    | 28%     |
| 特定用途向アプリケーションプログラム | 270    | 67%     | 223    | 62%     |
| 合計                 | 401    | 100%    | 361    | 100%    |

### 4. プログラム著作物の登録の年度別申請状況

#### (1) 登録の種類別申請件数

| 登録の種類/年度    | S62 | S63 | H1  | H2  | H3  | H4  | H5  | H6  | H7  | H8  | H9  | H10 | H11 | H12 | H13 | 計     |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 創作年月日の登録    | 473 | 456 | 521 | 531 | 510 | 542 | 554 | 505 | 489 | 501 | 441 | 372 | 360 | 321 | 369 | 6,945 |
| 第一発行年月日等の登録 | 26  | 14  | 17  | 5   | 4   | 9   | 5   | 12  | 2   | 11  | 9   | 8   | 16  | 15  | 7   | 160   |
| 実名の登録       | 4   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 3   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 5   | 0   | 18    |
| 著作権の登録      | 30  | 28  | 42  | 36  | 38  | 48  | 42  | 52  | 41  | 50  | 55  | 96  | 99  | 128 | 90  | 875   |
| 計           | 533 | 499 | 581 | 573 | 553 | 600 | 602 | 572 | 532 | 562 | 505 | 476 | 475 | 469 | 466 | 7,998 |

#### (2) プログラムの分類別申請件数

| 分類/年度              | S62 | S63 | H1  | H2  | H3  | H4  | H5  | H6  | H7  | H8  | H9  | H10 | H11 | H12 | H13 | 計     |
|--------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| システムプログラム          | 154 | 100 | 173 | 179 | 111 | 122 | 101 | 112 | 86  | 89  | 91  | 75  | 57  | 38  | 50  | 1,538 |
| 汎用アプリケーションプログラム    | 140 | 156 | 192 | 196 | 193 | 176 | 210 | 172 | 198 | 168 | 166 | 125 | 90  | 100 | 81  | 2,363 |
| 特定用途向アプリケーションプログラム | 227 | 234 | 213 | 184 | 228 | 281 | 276 | 258 | 236 | 279 | 218 | 215 | 253 | 223 | 270 | 3,595 |
| 計                  | 521 | 490 | 578 | 559 | 532 | 579 | 587 | 542 | 520 | 536 | 475 | 415 | 400 | 361 | 401 | 7,496 |

(注) 同じプログラムについて複数の申請があった場合、プログラムの分類別申請件数では1件として集計するため、合計の値が種類別と分類別とで異なる。

## 9. CSDB事業の概況

ソフトウェア特許情報センターでは、平成9年度より、特許庁の先行技術調査に用いるコンピュータソフトウェアデータベース（CSDB）構築に協力するため、コンピュータソフトウェアに関連する非特許文献（コンピュータソフトウェアマニュアル、ビジネスマニュアル、単行本、雑誌、学会論文誌、企業技報等）を収集し、解

析（検索キー（CSターム）付与、フリーワード抽出、抄録作成）し、それら文献の一次文献情報や解析情報を電子化情報として作成し特許庁に納品してきている。

これまでに作成された電子化情報の年度別作成件数は以下のとおりであり、これら総数は15万件を越えるに至っている。

#### CSDB電子化情報の年度別作成状況

(単位：件数)

| 文献種別  | 9年度   | 10年度   | 11年度   | 12年度   | 13年度   |
|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| マニュアル | 2     | 4,602  | 4,513  | 3,211  | 3,911  |
| 単行本   | 305   | 208    | 387    | 1,689  | 989    |
| 雑誌    | 4,513 | 18,758 | 18,656 | 19,260 | 19,764 |
| 学会論文誌 | 1,336 | 11,370 | 12,133 | 11,910 | 11,420 |
| 団体機関誌 | 0     | 0      | 0      | 0      | 578    |
| 企業技報  | 1,319 | 2,562  | 2,212  | 1,830  | 1,238  |
| 学会予稿集 | 1     | 52     | 29     | 22     | 22     |
| 合計    | 7,476 | 37,552 | 37,930 | 37,922 | 37,922 |

平成14年度のCSDB事業については以下のとおり計画している。

(1) 非特許文献の収集

前年度と同様に、通常のコンピュータソフトウェア関連文献、コンピュータゲームソフトウェア関連文献及びビジネス特許関連文献の収集を行うことにより、CSDB収録文献のなご一層の充実を図る。

このため、CSDB検討委員会(委員長：相澤英孝 早稲田大学アジア太平洋研究センター教授)を引き続き設置・開催し、同委員会の審議を経て、13,975冊の非特許文献を収集する。

平成14年度収集冊数 (予定)

| 文 献 種 別     | 冊 数    |
|-------------|--------|
| マニュアル       | 4,902  |
| 単行本         | 573    |
| 雑誌          | 1,489  |
| 学会論文誌       | 717    |
| 団体機関誌       | 8      |
| 企業技報        | 264    |
| 学会予稿集       | 22     |
| 抽出済み文献(件) * | 6,000  |
| 合 計         | 13,975 |

\*「抽出済み文献」とは、特許庁において審査資料として利用されている雑誌、学会論文誌、企業技報等から抽出された文献(記事)をいう。

(2) 解析及び電子化情報の作成

前年度と同様に、収集文献からCSDB構築に必要な記事の抽出及びその解析を行い、イメージデータ等の一次文献情報、解析結果等の二次文献情報を電子化情報とし

て37,922件の文献情報を作成する。

平成14年度電子化情報の作成件数 (予定)

| 文 献 種 別 | 件 数    |
|---------|--------|
| マニュアル   | 4,291  |
| 単行本     | 609    |
| 雑誌      | 21,992 |
| 学会論文誌   | 8,202  |
| 団体機関誌   | 54     |
| 企業技報    | 2,752  |
| 学会予稿集   | 22     |
| 合 計     | 37,922 |

(3) CSDBの外部公開に係る著作権許諾情報の取り込み

平成14年度より特許庁が予定しているCSDBの外部公開に向けて、平成14年度以降収集する文献のうち特許庁が著作権許諾を得たものについてはその許諾情報を電子化情報に取り込んでいく。

以上のとおり、ソフトウェア特許情報センターでは、CSDBに有用な文献を収集し、解析し、これらを電子化情報として作成してきているところですが、従来より、収集文献の一部については、特許庁や関連団体・企業から直接寄贈していただいたものもあれば、特許庁に寄贈されたものを借用させていただいたものもあり、これらによってCSDBの充実が図られてきています。

これまでご協力いただきました団体・企業の皆様方には、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

また、今後も、関係者の皆様方にはご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

## 10. トピックス

○日本標準産業分類改訂

平成14年1月11日、統計審議会(会長：竹内啓氏)は、総務大臣に対して、大分類に「情報通信業」を新設するなど日本標準産業分類を大幅に改訂する答申を行いました。

(詳細は、<http://www.stat.go.jp/info/singikai/2-268b.htm>を参照。)

○特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案

経済産業省は、平成14年3月1日、電子メールにより一方的に送られる商業広告が急速に社会問題化していることを踏まえ、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案を国会に提出しました。

(詳細は、<http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0002418/index.html>を参照。)

○著作権法の一部を改正する法律案

文部科学省は、平成14年3月8日、放送事業者又は有線放送事業者に放送又は有線放送の送信可能化に関する権利を付与すること、著作権法による保護を受けるものとして条約により我が国が保護の義務を負う実演及びレコードを加えること、実演家人格権を新たに創設すること等を内容とする著作権法の一部を改正する法案を国会に提出しました。

○知的財産戦略会議

政府は、平成14年3月20日、我が国産業の国際競争力の強化、経済の活性化の観点から知的財産の重要性が高まっていることかた、我が国として知的財産戦略を早急に樹立し、その推進を図るため内閣総理大臣等から構成する「知的財産戦略会議」を開催しました。



(詳細は、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/dai1/gijisidai1.html>を参照。)

#### ○ソフトウェアと独占禁止法

公正取引委員会は、平成14年3月20日、「ソフトウェアライセンス契約等に関する独占禁止法上の考え方—ソフトウェアと独占禁止法に関する研究会中間報告書—」を公表しました。

(詳細は、<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/14index.htm>参照。)

#### ○電子商取引等に関する準則

経済産業省は、平成14年3月29日、産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会において取りまとめられた提言を踏まえ、「電子商取引等に関する準則」を策定して公表しました。

(詳細は、<http://www.meti.go.jp/topic/data/e20329bj.html>を参照。)

#### ○著作権課組織再編

文化庁は、平成14年4月1日付けで、著作権課に著作権等管理事業室を設置し、併せて係及び所掌事務を変更する著作権課の組織再編を行いました。

#### ○電子ファイル交換サービス判決

東京地方裁判所は、平成14年4月9日及び同11日、有限会社日本エム・エム・オーの「ファイルログ」と呼ばれるMP3形式の電子ファイル交換サービスについて、

差し止めの仮処分命令申立を認めました。

(詳細は、[http://courtdomino2.courts.go.jp/chizai.nsf/\\$About](http://courtdomino2.courts.go.jp/chizai.nsf/$About)を参照。)

#### ○特許法改正

特許庁は、ソフトウェア等情報財の特許保護強化とネットワーク取引の促進、特許法の間接侵害規定の拡充、ネットビジネスで使用される商標の信用保護強化等を図るために特許法等の一部を改正する法律案を提出し、本案は4月12日に成立しました。

(詳細は、<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>を参照。)

#### ○LESインターナショナル2002年国際会議・大阪大会

Licensing Executives Society International 2002 Annual Conferenceが、「人類の繁栄と国際協調」をテーマにして、大阪で平成14年4月7日から10日にかけて開催され、世界48カ国から約650名の参加者を得ました。

#### ○国際知的財産保護フォーラムの設立

特許庁は、平成14年4月12日、「国際知的財産保護フォーラム」を設立することを発表しました。これは、近年のアジア地域を中心に我が国企業製品の模倣品等が氾濫し、我が国企業の活動に深刻な影響を及ぼしている状況に対して、官民一体となった模倣品等への対策の強化を行うためのものです。

(詳細は、<http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0002604/>を参照。)

## 11. 新規賛助会員のご紹介

キャノン販売株式会社

住 所 〒108-8011東京都港区三田3-11-28  
TEL 03-3455-9111

代 表 者 代表取締役社長 村瀬治男

入会年月日 平成14年2月5日

## 12. 寄稿「ボクシングのことなど」

財団法人ソフトウェア情報センター 主任研究員  
虎ノ門南法律事務所 弁護士  
梶山 敬士

父がよくテレビで見えていたので、私も自然にボクシングが好きになった。ありがフォアマンに勝ったときは、妹と手を取り合って喜んだものである。アリュゲロ、ハーンズ、デュラン、ハグラール、レナード、カマチョ、ユーリ……。懐かしい。

司法修習生のころ、隣の米倉ジムに10ヶ月ほど通ったことがある。もちろん、モノになるはずがない。試合を見ていると、4回戦ボーイなど下手くそでケンカをしているようだけれど、あれだって、ジムで見るとなかなかなのである。柴田国明やガッツ石松と横で練習した、というのが私の自慢である。

先日お客さんからチケットを3枚もらったので、娘と次男をつれて、久しぶりに後樂園ホールへ観戦に行った。セミファイナルで、服部という選手がボコボコに打たれながらも挑戦する姿は子供達に感銘を与えたようで、「今までの生き方を反省した」とか殊勝なことを言っていた。

ソフティックの10周年記念文集に父と競輪の話を書いた。あるいは喜んでくれるかと思って田舎に送ったら、母の報告では、「こんなもの面白くない」との評であった。シニカルで、食えない。中学生のころ父とケンカして、「俺が親になっても、親父みたいな親にはならない」と言ったら、即座に「それは結構だ。だが、俺より悪い親もいっぱいいるぞ」と反論された。父の友達も含め、そう言われるとそうだなと納得したものである。不良の子がいたら、お勧めするセリフである。

父は3年前に亡くなったが、その2年ほど前に従姉妹が隠し撮りしてくれたビデオがよくできていて、偶に出して見る。子供や孫のことを好き放題笑い飛ばしているいい気なものである。その中で父は自分のことを「親父に似てきたね」と話していて、私もこのごろ、そんな年ではないけれど、そう思うようになった。自分の顔を見ても変だが、懐かしいという気がする。

なんでもいい、と上金さんに言われたので、また適当なことを書いた。でも、今回は親父にケチをつけられることはない。

### SOFTIC賛助会員へのおさそい

当財団では、幅広く各層からご支援をいただき、諸事業の展開を図っておりますが、今後より一層の拡充、強化するため、賛助会員を募集しております。

お知り合いの法人・個人の方々をぜひおさそい下さい。

資料請求は事務局まで

SOFTiC NEWS 2002年4月 (No.32)  
発行 財団法人ソフトウェア情報センター  
SOFTWARE INFORMATION CENTER (SOFTiC)  
発行人 則近 憲佑  
問い合わせ先 事務局 上金、島崎  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル  
TEL (03) 3437-3071 FAX (03) 3437-3398  
Web Site <http://www.softic.or.jp/> E-mail: [staff@softic.or.jp](mailto:staff@softic.or.jp)